

SHINWA NEWS

防衛特別法人税と令和8年分の路線価

令和8年7月
(No. 38)

令和7年3月31日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。そこで今回は防衛特別法人税と令和8年7月1日に発表された令和8年分の路線価についてご紹介いたします。

〔1〕防衛特別法人税について

(1)納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています。

(2)課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（課税事業年度）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています。

(3)基準法人税額

防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法等の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）とされています。

なお、法人税法等の規定には所得税額控除等一定の税額控除の規定を含まないこととされています。つまり、基準法人税額とは、所得税額控除等の一定の税額控除を適用しないで計算した法人税額となります。

(4)課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、概ね次の金額となります。

各事業年度の基準法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した金額

(5)税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります。

[2] 令和8年分の路線価公表

相続税や贈与税において土地等の価額は、時価により評価することとされています。

しかし、時価を把握することは必ずしも容易ではありません。

そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、各国税局では毎年、全国の土地等の評価額の基準となる路線価を定めて公開しています。

なお、路線価等は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に定めています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、41年連続で東京都中央区銀座中央通り（鳩居堂前）で、1㎡当たり5,336万円と去年を528万円上回り、上昇率は11%でした。

都道府県庁所在都市の最高路線価は、ほとんどの都市で上昇となりました。

(1㎡当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和8年分	令和7年分	令和8年分	令和7年分
	千円	千円	%	%
札幌（中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り）	8,320	7,740	7.5	6.3
仙台（青葉区中央1丁目 青葉通り）	3,740	3,700	1.1	1.9
さいたま（大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前通り）	6,660	5,920	12.5	11.9
千葉（中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場）	2,690	2,480	8.5	11.2
東京（中央区銀座5丁目 銀座中央通り）	53,360	48,080	11.0	8.7
横浜（西区南幸1丁目 横浜駅西口バス・駅前通り）	17,600	17,200	2.3	1.4
名古屋（中村区名駅1丁目 名駅通り）	13,040	12,880	1.2	0.0
京都（下京区四条通寺町東入2丁目御所町 四条通）	9,110	8,320	9.5	10.6
大阪（北区角田町 御堂筋）	21,200	20,880	1.5	3.2
神戸（中央区三宮町1丁目 三宮センター街）	6,400	5,840	9.6	9.8
広島（中区胡町 相生通り）	3,880	3,710	4.6	3.9
福岡（中央区天神2丁目 渡辺通り）	9,920	9,680	2.5	2.5
熊本（中央区手取本町 下通りアーケード）	2,140	2,100	1.9	1.9

全国の路線価は、平成30年分から令和8年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ（<https://www.rosenka.nta.go.jp>）で、閲覧することができます。

また、令和8年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。